

	<h1>阪神水道企業団公報</h1>	平成24年8月10日(金)
		号 外
		毎月15日発行
目 次		
◇ 監査公表 ◇		
○ 平成22年度個別外部監査の結果に基づく措置状況の公表		
○ 平成23年度定例監査の結果に基づく措置状況の公表		

## ◇ 監 査 公 表 ◇

監 公 第 2 号

平成24年7月31日

阪神水道企業団監査委員 安 達 和 彦

同 上向井 賢 二

平成22年度個別外部監査の結果に基づく措置状況の公表について

平成22年度個別外部監査の結果に基づく措置状況について、企業長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の41第6項において準用する同法第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

【平成22年度個別外部監査意見に対する措置状況】

意見・指摘事項		具体的な措置内容
財政状況について		
会計処理の基準	現行の処理基準を整理、見直し、規定の無いものは追加した、基本ルール「会計処理の基準」を整備・策定されたい。	企業団の財務規程については、発生主義会計方式に基づき、これまで適宜改正を行なってきており、今後、地方公営企業会計制度の見直しに合わせて会計処理基準について検討を行い、所要の規程改正を行う予定である。
水利権、割賦負担金	琵琶湖開発事業割賦負担金及び日吉ダム建設事業割賦負担金については、水利権は発生しているのに、16,658百万円は、会計上、水利権及び長期未払金（割賦負担金）に計上すべきものである。	企業団では、資金ベースによる分賦金算定の実施により、これら巨額の水利負担金について、水利権発生時に全額計上せず、支払いの都度資産計上することにより平準化を図っているため、今後、料金算定のあり方と合わせて基本事項の整理を行う必要がある。
猪名川総合開発事業、丹生ダム建設に係る特別損失	水資源開発から撤退する事業（猪名川総合開発事業及び丹生ダム建設事業）については、過年度に支出し、水利権に計上されているが、水利権の発生はなく、事業撤退により、撤退負担金で、支出を伴うと同時に、特別損失処理すべきものである。	平成23年度に特別損失を計上した。

退職給与引当金の計上基準	料金（正常な原価）算定のために、費用計上基準による引当金繰入額を実支給額と、支給に伴う引当金取り崩し額を明瞭に区別表示すること。負債として、残高をいかほどに保持すべきか（残高基準）を割引率係数、昇給係数等を算定（検討）して、合理的な基準を作成すること。	退職給付引当金制度については、地方公営企業会計制度の見直しにおいて、期末要支給額に基づく算定を旨とした抜本的な改正が行われる予定であり、実施に向けた適切な対応をする。
繰出金の負担	企業団の財源は分賦金と繰出金（出資金・補助金）の他にはない。企業団の財政状態と経営状況を改善するには、構成市の負担（分賦金と繰出金）について併せて見直さなければならないのではないかと考えている。	繰出金については、その対象となる事業が総務省の「地方公営企業繰出基準」で定められており、同基準に基づいて構成市から適正に繰出しを受けているものと考えている。
国庫補助金の会計処理もれ等	国庫補助金（減額）／過年度損益（資産減耗費）修正益（増加）の処理及び詳細不明額、処理未確定分については、引き続き原因を調査し、しかるべき処理をすること。	個別資産との対応が不明の国庫補助金は「会計制度の見直し」に合わせて適切に処理する。過年度損益は平成22年度に修正を行った。
過去10年間の財政計画と実績との問題点	実績をふまえた諸要因を分析し、「財政計画期間毎（4年間毎）に構成4市と十分に協議調整を図った上で、4カ年計画（財政計画）を策定し、施策を実施していきます。」（アクションプラン平成21年10月）と謳っているとおりに、抜本的「財政計画」の策定checked planとその実行do and action が、経営健全化のために、必要である。	実績を踏まえ構成市と十分に協議調整を図った上で「財政計画（H24～27年度）」を策定したところであり、今後、同計画に基づいて事業を実施する。
<b>分賦金（料金）について</b>		
分賦基本水量の施設能力、実績水量との乖離および余剰水の有効活用	水利権・取水・浄水場・ポンプ場の処理能力と実給水量、分賦基本水量、参考試算（必要）分賦基本水量間の「乖離」が大きい。余剰能力（余剰水）を有効に活用する方策を検討されたい。	企業団の今後の施設規模については、構成市と協議調整を図り決定するとともに、施設の有効活用についても、構成市とともに検討を進めることとする。
料金算定	財政健全化のためにも、一刻もはやく、適正な料金算定のための、「総括原価方式」（損益ベース）を参考にして、あるべき原価計算基準により財政計画策定に盛り込み、議会の議決を得て、しかるべき期間にわたって、着実に実行して、構成4市の住民のために、今後も、供給義務を継続して果たせるようにしてもらいたい。	料金（分賦金の分賦割合）算定に関しては、現行制度の研究を行ったうえで、検討を行うこととする。
<b>人事労務管理（組織・定員）について</b>		
給与に関する条例	「給与条例」と「基準条例」が並存しており、条例レベルにおいて「基準条例」系列のみでないことには、法制事務の経済性向上への改善余地が残されているものと思われる。	「給与条例」において給料表が定められており、議会の議決により透明性が確保されている観点から、これを廃止し「基準条例」系列のみとすることは、困難であると考えている。
職務の給	昇給に関しては、今後の人事評価制度導入と合わせて、職務給の原則に則した適正な運用が必要であると思われる。	職務給の適正化を図り、給料表を6級制から7級制に改定した。なお、昇給に関しては、人事評価制度の導入と併せて給与構造改革で号給を4分割した内容の適正な運用を図る考えである。
地域手当	勤務地における民間賃金の適切な反映を行うという地域性の趣旨と、今後の動向を勘案して十分な検討が必要であると思われる。	企業団の施行区域内における地域手当については、一律の率での支給が必要であると考えている。

人事評価、職員研修	職員育成が十分に機能する実効性ある制度の構築及び運用が必要である。	「人事評価」については、制度構築を進めているところであり、平成24年度から段階的な導入、運用を図る予定である。また、「職員研修」に関しても、技術継承の視点を含めて体系化を進めている。
定数・定員	予算定数及び業務定数に関しては、「改革推進プラン」における目標職員数235人を基本としつつ、最適な業務遂行体制の実現に向け、業務のスリム化や標準化を引き続き推進し、適正な管理を行うことが必要である。 条約定数については、現時点における目標数235人の達成時期を見極めたうえでの改正が必要である。	平成31年度までの「職員計画」の目標数である235名を基本として、職員数削減を図るとともに、業務のスリム化や標準化の検討、推進を図る考えである。 条約定数については、目標数である235名の達成時期に合わせて改正する方向で考えている。
人事構成と職員計画	業務遂行において必要である経験の蓄積及び知識や技能の習得・伝承のためにも、職員の年齢構成バランスの歪みを是正することが重要であり、職員採用を見込んだ長期的な職員計画の策定が必要である。	平成31年度までの「職員計画」を策定しており、技術継承や年齢構成は是正の観点から定期的な職員採用を勘案した内容としている。
<b>資産管理について</b>		
減価償却費との対応関係の明確化	固定資産台帳の記載項目は省略せずに記載することにより、固定資産台帳の精緻化を図り、減価償却費（決算資料）との対応関係を明確にする必要がある。	平成22年度に固定資産台帳への記載を完了した。
国庫補助金との対応関係の明確化	固定資産台帳上の補助金、償却費計算上の補助金、減価償却明細（決算資料）上の補助金を一元的に管理できる体制を確立する必要がある。	「会計制度の見直し」に向けて、固定資産管理システムの改修等により対応することとしている。
固定資産台帳の記載不備	新規取得資産について、「財産の適正な管理」という観点から、資産取得（新規取得資産）の事実を明確化するため、取得年度より固定資産台帳に記載すべきである。 土地については、「財産の適正な管理」の観点から、固定資産（土地）の取得時から増減及び現状について、固定資産台帳（土地）への記載を明瞭に行うべきである。 建設仮勘定の増加額及び減少額については、固定資産台帳と決算資料との整合性を確保するためにも、工事ごとに固定資産台帳で管理すべきである。	新規資産については、従来より取得年度から台帳に記載整理している。土地の固定資産台帳への未記載事項については、平成22年度に記載を完了した。建設仮勘定については、実務実例等に従い、「調査費」「水道改良費」「水道拡張費」の項目で一括整理することとしている。
固定資産管理システムの早期導入	「財産の適正な管理」や「業務の効率化」の観点からも、固定資産管理システムを早急に導入することが望まれる。	平成22年度に取得した固定資産償却管理システムについては、課題の整理、データベースの構築等を経て、平成24年度より稼働している。
重要な施設（建物）の登記	重要な建物については、適時に表示登記を行い、不動産登記簿を基礎とした正確な固定資産台帳を作成し、契約書等と照合するといった建物の管理体制を整備することが望まれる。	建物登記に関しては、不動産登記法の規定により、国又は地方公共団体が所有する土地又は建物についての表示に関する登記の申請義務については、当分の間これを免除することとされており、そのように取り扱っている。
現物管理に関する規定の明確化	固定資産台帳と現物との照合が効率よく実施できるよう現物管理に関する規定を明確化すべきである。	固定資産の現物管理に関し、実地照合については財務規程第138条、維持管理責任については同規程第94条に定めている。

減価償却の開始時期	年度の途中において取得し事業の用に供した償却資産の減価償却は、使用の月から月割により減価償却を行うことを検討されたい。	月割による減価償却については、年度途中に取得した償却資産の割合が極めて低いことや、現行システムへの対応等が困難であるため、当面はこれまでと同様、年度末に一括して実施する。
みなし償却	「地方公営企業会計制度等研究会報告書」によれば、任意適用として認められている「みなし償却」が廃止され「全額償却」を原則とすることが指摘されており、今後はこれに対応した会計処理を検討されたい。	みなし償却については、地方公営企業会計制度の見直しにおいて、基本全廃を旨とした抜本的な改正が行われる予定であり、見直しの実施に向け、固定資産償却管理システムの改修を行う等適切な対応をする。
減価償却費の過不足	耐用年数の適用誤りや入力誤り（耐用年数終了時の償却費処理）による償却過不足については、速やかに修正処理すべきである。 固定資産台帳（管路）と償却費計算との対応が不明確な事例については、固定資産台帳（管路）の精緻化を行い、減価償却費計算（決算資料）との対応関係を明確にする必要がある。 償却費計算の誤りを翌年度以降の複数年で修正した事例もあるが、単年度にて処理すべきものである。	平成22年度に固定資産台帳の修正を行い、平成22年度決算において償却過不足の決算修正を行った。
除却処理を行うべきもの	全く稼働しておらず、今後も他への転用又は再稼働する可能性もない淀川ポンプ場のポンプ室、管理室及び受電装置については、有姿除却という形で除却処理すべきである。	撤去工事時期に合わせて除却する予定である。
固定資産へ振替処理すべきもの	施設の稼働を開始していることが明らかな工事については、速やかに固定資産（本勘定）への振替処理を行うとともに、翌年度より減価償却費を計上すべきである。	現時点で該当する工事はないが、「会計制度の見直し」も踏まえ適切に対応していくこととしている。
期間費用として処理すべきもの	建設仮勘定に計上されている工事の中に、「施設現況機能調査業務委託」が含まれているが、資産計上せずに期間費用として処理すべきである。	平成24年度に実施する同様の業務委託費は期間費用として処理することとした。
資本勘定職員数の見直し	資本勘定職員数については、今後の施設整備計画を十分に精査した上で、現在の15名体制の見直しを含めた検討が必要である。	今後の施設整備計画を勘案した上で、資本勘定職員数については、現行の15名体制が適正であると考えている。
修繕引当金の計上	修繕引当金については、依命通達に規定された計上基準を参考に客観的な計上基準の設定を検討されたい。 数年に一度大規模な修繕を行なう資産等については、依命通達及び適正な期間損益計算を行う上で修繕工事の時期及び金額等を明確にした施設整備計画に基づき、特別修繕引当金の計上を検討されたい。	従前の修繕引当金については、地方公営企業会計制度の見直しにおいて、特別修繕引当金と修繕引当金に区分し、共通した基準に基づき計上することを旨とした抜本的な改正が行われる予定であり、見直しの実施に向け、適切な対応をする。
財産区分の変更	行政財産（施設用地）から普通財産（その他）へ用途廃止・変更すべきものについては、速やかに財産区分を変更すべきである。	売却予定地については、行政財産としての使用が、施設更新等に際して利用する可能性が残されているため、移転登記時に変更することとしている。
固定資産貸付台帳の記載不備	「財産の適正な管理」の観点から、固定資産貸付台帳への記載は、省略せずに行うべきである。	平成22年度に固定資産貸付台帳への記載を完了した。

香櫨園公舎の積極的な有効活用	香櫨園公舎については、公舎解体費用等は発生するものの企業団の「財源確保」の観点から、積極的な有効活用を検討する必要がある。	平成27年度に売却を行うこととしている。
早期売却に向けた積極的な取り組み	「財源確保」の観点から、売却予定地の早期売却に向けた積極的な取り組みが必要である。	早期売却に向けて引き続き取り組んでいくこととしている。
決算資料と固定資産台帳との不一致	決算資料と償却計算（台帳）、土地明細（決算資料）と固定資産台帳との不一致が認められたため修正が必要である。固定資産に対応する補助金については、固定資産台帳上の金額、償却計算上の金額及び決算資料（償却明細及び土地明細）の金額を一元的に管理できる体制を確立する必要がある。	修正分は平成22年度に修正が完了した。一元管理については、会計制度の見直しに対応するため、固定資産償却管理システムの改修等により対応することとしている。
個別資産との対応が不明の補助金	固定資産取得についての補助金と台帳上の補助金との対応関係が不明となっている28,541千円については、早急に調査の上修正すべきものである。	本件について詳細な調査を実施した結果、資産と補助金との対応関係の把握が困難であるため、「会計制度の見直し」に合わせて適切に処理することとしている。
国庫補助金取崩しの会計処理	固定資産除却時に取崩しの会計処理が必要であった国庫補助金135,005千円が未処理のまま平成21年度の資本剰余金として計上されており、当該国庫補助金取崩しの会計処理が必要である。	平成22年度に国庫補助金取崩しの会計処理を行った。
鋳鉄管類、継手材等の備蓄材の現物管理	鋳鉄管類、継手材等の備蓄材については、備蓄材置き場での適切な現物管理が必要である。	備蓄材が発生した場合に、速やかに適切な経理処理を周知徹底させることにより、備蓄材置き場における現物と貯蔵品台帳の一致を図っている。
貯蔵品出納簿と貯蔵品受払整理簿との不一致	「財産の適正な管理」の観点から、貯蔵品出納簿の受払記帳については、実際の受払月日に基づき帳簿管理を行う必要がある。	貯蔵品出納簿については、財務規程により、必要に応じて貯蔵品取扱主任が作成した貯蔵品残高報告書を集計し照合することとなっている。貯蔵品出納簿は貯蔵品受払整理簿の総括である元帳としての性質から、両帳簿の役割は異なるものと認識している。
貯蔵品の評価方法の見直し	粉末活性炭の在庫使用量の評価方法を個別法から先入先出法に変更することが望ましい。	粉末活性炭は、使用時期や投入量が不確定であるため、在庫管理が極めて難しいが、可能な限り在庫を最小化させる等改善を図る。
<b>委託契約について</b>		
受託業者からの見積額明細書の入手	次年度以降の予定価格を適正に算定するためにも、受託業者から見積額明細書を入手されるよう努められたい。	平成23年度から、入札時（プロポーザル方式では、提案書提出時）に業者からの見積説明書提出を義務付けることとした。
契約方法の見直し	浄水場警備業務については、出来る限り競争性原理が働くよう「警備業務のノウハウと実績を有している業者」による条件付一般競争入札の検討を行うことが望ましい。	平成24年度以降分から、条件付き一般競争入札を実施した。
業務委託の拡大に向けた積極的な取り組み	運転管理業務委託と同様に工事の設計及び監督業務、場内清掃業務、機械点検業務等その他の業務についても民間委託の導入可能性を検討することにより、積極的なコスト削減を図られたい。	場内清掃業務、機械点検業務及び工事の設計業務については、業務委託化を行っているが、さらなる範囲拡大とともに工事の監督業務についても委託化の検討を行っている。

<p>予定価格の事後公表について</p>	<p>入札契約制度の透明性の向上を図るため、業務委託契約に関する予定価格の事後での公表について検討されたい。</p>	<p>平成24年度から、設計金額が250万円を超える業務委託契約に関する入札結果については、事後公表を実施した。</p>
----------------------	--	--

監 公 第 3 号  
平成24年7月31日

阪神水道企業団監査委員 安 達 和 彦  
同 上 向 井 賢 二

平成23年度定例監査の結果に基づく措置状況の公表について

平成23年度定例監査の結果に基づく措置状況について、企業長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表する。

指摘の概要	措置内容等
<p><b>1. 組織体制</b></p> <p>○ 一部の部署において職員を兼職させているものの、常駐する管理監督者が不在の状態となっており、また、執行機関の幹部職員が議決機関の議会事務局長を兼務しており、さらには、監査事務局においても同様の状態となっていることは、企業団内部の諸事情によるものと思われるが、明らかに問題があると認められる。</p>	<p>【総務部 総務課】</p> <p>○ 水質試験所主幹については、兼任を専任に変更した。</p>
<p><b>2. 文書処理及び保管</b></p> <p>○ 各種文書の処理及び保管については、文書規程に規定されているものの、必要事項（訂正箇所の訂正印、各種文書の日付等、出張命令伺簿の出張用務及び経路等、工事記録書における請負人名及び完成年月日等々）又は記載すべきことが適当と思われるもの（宿日直日誌における休日の職員の出退勤状況、浄水場警備日誌における職員の入退場状況等々）の記載漏れや記載誤り、あるいは不適切な記載のほか、一部不適切な様式により処理されているもの（文書整理簿、工事記録書等々）、あるいはその整理、保存方法（保存文書台帳における廃棄文書目録、固定資産整理簿等々）に誤りや改善が必要なものが見受けられたので、適正な処理に努められたい。</p>	<p>【工事記録書】【技術部 浄水管理事務所】</p> <p>○ 工事施工場所の記載については、工事名の後の記載を改め、備考欄に記載する。（平成24年2月1日変更済み）</p> <p>【宿直日誌】【総務部 総務課】</p> <p>○ 本庁職員以外の就業時間外の入退場者を記載することとした。 ただし、土日祝日及び年末年始は本庁職員も記載することとした。</p> <p>【浄水場警備日誌】【技術部 浄水管理事務所】</p> <p>○ 猪名川浄水場警備日誌についても、尼崎浄水場警備日誌と同様に、企業団の他部署の職員の入退場状況について記載する。（平成24年2月1日変更済み）</p> <p>【保存文書台帳における廃棄文書目録、固定資産整理簿】【技術部 送水センター】</p> <p>○ 廃棄文書目録を作成し備付済み。固定資産整理簿の誤記については訂正し、付箋は</p>

	取り外し、鉛筆書きは消去する等の処置を行った。
○ 公印が適正に保管及び使用されているにもかかわらず、公印の使用に関する規定とその文書処理方法の関係で、公印の使用責任者である公印管守者の許可があったのかどうか文書処理上、確認できないなどに見られるように、各種規定の趣旨と文書的事務処理の現状から、合理性又は整合性に疑義が生じているものがあることから、これらについて検証し、適正かつ効果的、効率的な処理となるよう改善に努められたい。	【総務部 総務課】 ○ 公印の管理及び使用に関し、公印規程を改正し適正化を図った。
<b>3. 情報管理における安全対策</b>	
○ 情報管理における安全対策については、組織体系的に整備するためにも、現在、策定中である情報セキュリティポリシーの早期完成に努めるとともに、職員への周知を徹底し、今後とも徹底した情報管理に努められたい。	【総務部 経営企画課】 ○ セキュリティポリシー内容や外部メディアの利用制限などについては、各所属のシステム担当者説明会の実施や各所属への通知、企業団掲示板への掲示等により職員への周知徹底を図っている。
<b>4. 予算の執行管理</b>	
○ 予算執行における勘定科目に適正を欠くものや、職員給与費の一部手当（時間外勤務手当）に大幅な流用増が見受けられたため、予算の執行管理においては、妥当性又は適切性を十分に検討し、適切な勘定科目による執行に努めるとともに、弾力条項を安易に適用することがないように、予算流用の抑制を図られたい。	【総務部 財務課】 ○ 勘定科目については、支出内容に即した適切な勘定科目により処理する。 予算編成においては、実態に即した合理的かつ適正な金額となるよう精査し、執行時に大幅な流用とならないよう努める。
○ なお、やむを得ず予算を流用するに当たっては、公営企業会計の本旨に従い、予算の補正等に関する要綱の規定に基づき、適切な処理に努められたい。	【総務部 財務課】 ○ 「予算の補正等に関する要綱」に定める基準に従い適切に処理する。
<b>5. 財務会計</b>	
○ 現在、総務省において、企業会計基準の国際基準を踏まえ、地方公営企業会計制度の見直しの検討が行われ、平成26年度の予算及び決算から新しい基準が適用される予定であり、これに対応する財務会計システムの導入に当たっては、一旦システムが導入されると、これを修	【総務部 財務課】 ○ 現行システムの継続又は改修、若しくは全く新しいシステムの導入等、現在、今後のシステムのあり方について調査検討を行っているところである。

<p>正することは極めて困難となることから、将来予測できる事態について十分に検討し、効率的かつ効果的にシステムが機能するよう、性能を見極めた上で適切に対応されたい。</p>	
<p>○ 地方公営企業の会計制度においては、借入資本金制度及び組入資本金制度の廃止、キャッシュ・フロー計算書作成の義務付け、繰延勘定の廃止、みなし償却制度の廃止等に伴い、地方公営企業法施行令及び同施行規則が改正され、また、地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針が制定されたほか、利益の処分、資本剰余金の処分、資本金の額の減少といういわゆる減資を行うことができるなどの資本制度の変更が予定されており、このような会計制度改革の動向と法令等の改正も見据えながら、常に会計規程を見直し、整理に努められたい。</p>	<p>【総務部 財務課】</p> <p>○ 企業団の財務規程については、これまで適宜改正を行ってきており、今後も、地方公営企業会計制度の見直しに合わせて会計処理基準について検討を行っているところである。</p>
<p><b>6. 契約事務</b></p> <p>○ 設計金額が250万円以上の主要契約90件の入札方法のうち、法令上問題がないものの随意契約の占める割合が40件と高く、また、プロポーザル方式による入札4件においては、全てが1社応札のため随意契約となっていることから、今後も契約に関しては競争原理が十分働くように、また、透明性及び公平性が確保されるよう、一般競争入札の対象範囲の拡大など改善に努められたい。</p>	<p>【総務部 総務課】</p> <p>○ 随意契約の主なものは特命随契で、専門的な技術を必要とし、同種同等の製品を扱う業者においても他社製品の取り扱いをしないという現状であるため、業者が特定されてしまうというものである。</p> <p>また、一般競争入札及び指名競争入札において電子入札及び郵便応募型入札に限り、1社となったことを応札者が知りえない状況での入札であり、競争性が確保されているとの判断により、1社入札を成立させることとし、不落・不調による随意契約は減少している。</p>
<p>○ 主要契約の中には、落札率が設計業務委託において38.47パーセント、機械器具装置の取替工事及び点検整備工事において、それぞれ43.39パーセント、33.33パーセント、その他の工事において43.75パーセントといった低入札による契約も見受けられたが、その履行に際しては、品質の確保にも十分留意されたい。</p> <p>なお、長期継続契約制度については、制度の趣旨を踏まえ十分に研究し、有効な活用にも努められたい。</p>	<p>【総務部 総務課】</p> <p>○ 当企業団では、極端な低落札による品質の低下、並びに不正不適格業者によるダンピング受注を防止するため、一部の建設工事の入札（設計金額250万円以上の土木一式工事、建築一式工事）において最低制限価格を設定しているが、業務委託契約では設定していない。しかしながら、他者の入札金額と比べて極端な低入札であると判断した場合は、落札した業者に対して、設計書・仕様書の内容を正しく把握しているか、入札金額に誤りがないか等の確認を行った上で、契約を締結することにしてい</p>



	<p>る。</p> <p>また、契約履行中においても、品質低下を招かないよう留意して監督・検査を行なっている。</p> <p>なお、L G W A N 接続ルータレンタルサービスについては、平成24年度から5年間の長期継続契約を実施した。</p>
<p><b>7. 物品の出納</b></p> <p>○ 物品の購入に当たっては、不経済な支出が生じないように、計画的かつ効率的に行うとともに、物品の中には、長期間未使用の遊休物品又は死蔵物品等が見受けられたため、保管転換等による有効利用についても検討されたい。</p>	<p>【総務部 財務課】</p> <p>○ 保管転換等、計画的・効率的な予算執行に努めていく。</p>
<p><b>8. 財産の取得管理</b></p> <p>○ 資産の管理及び減価償却の効率化を図るため、固定資産管理システムが導入され、今後、システムによるデータ管理に移行していくこととなるが、できるだけ速やかに、システムへの移行が完了するよう努めるとともに、次期の財務会計システム等と有機的に結合し、システム間において有効に活用できるよう調整されたい。</p>	<p>【総務部 財務課】</p> <p>○ 固定資産管理（減価償却計算）については、地方公営企業会計制度の見直しにおいて、みなし償却の全廃等を旨とした抜本的な改正が行われる予定であり、見直しの実施に向け、固定資産償却管理システムの改修を行う等適切な対応をする。</p>
<p>○ 一部有形固定資産の計上に当たって、異なる償却年数の資産が一括計上されている事例が見受けられるため、適正に処理されたい。</p>	<p>【総務部 財務課】</p> <p>○ 異なる資産の集合体である装置・設備については、管理上一番重要な資産の耐用年数に合わせて一括計上しているが、単体で振替えるのが望ましい資産については適正に処理する。</p>
<p><b>9. 耐震化等の施設整備</b></p> <p>○ 水道は市民生活及び社会経済活動に直接影響する重要なライフラインであり、安定供給確保のためにも、老朽管の更新、あるいは耐震化による漏水防止対策はもとより、水道施設全般にわたっての耐震化等を含めた整備に努められたい。</p>	<p>【技術部 浄水管理課】</p> <p>○ 「維持・更新中心の時代」を迎えていることから、平成21、22年度に構造物・建築物の現況機能調査と、管路施設の管種等に水運用や危機管理も踏まえた、更新需要の把握を行った。</p> <p>○ 現時点では、水需要の減少が見込まれることから、構成4市と施設整備規模の考え方について、協議調整を行なっているところである。</p> <p>○ それまでの間は、施設整備規模の検討、決定に妨げにならない範囲で耐震化等を含めた施設整備を行なっていく。</p> <p>○ 整備すべき施設規模の協議調整後、長期施設整備計画を見直し、耐震化を含めて計</p>

	<p>画的に整備を実行し、安定供給を持続できるよう務める。</p> <p>○ 今後は東日本大震災の発生により示させる新たな知見への対応策についても検討する必要があると考えている。</p>
<p><b>10. 危機管理対策</b></p> <p>○ 業務委託により浄水場に警備員が配置され、無人施設も含め、広域にわたる各施設には機械警備が導入されており、警備体制の整備がなされていたが、警報による異常発生を認めてから、警備会社による確認にかなりの時間を要した事例も見受けられたことから、迅速に対応できるよう、受託者と協議、調整に努められたい。</p>	<p>【技術部 浄水管理課】</p> <p>○ 警報による異常発生から確認までの時間については、警備業法第43条に基づく機械警備業者の即応体制の整備基準に関する規則第2条（警報受信時から25分以内に現場に到着しなければならない。）の確実な実行と水道施設ということを考慮しできるだけ速やかに現場に到着することを警備会社に求めている。また、警備報告書に記載される発報時間と到着時間を確認し、必要に応じて是正を求めていることとしている。</p> <p>平成23年5月に2回遅延があったことから、警備会社に遅延理由および対策を明記した報告書を提出させたうえで協議、調整を図った。それ以降、遅延は発生しておらず改善されている。今後も警備報告書の確認を行い、できるだけ速やかな対応を求めていく。</p>
<p>○ 災害に備え、常に災害マニュアルの見直しが行われ、構成市をも含めた訓練等も実施するなど、積極的に危機管理対策に取り組まれていたが、東日本大震災を契機に、これまでの想定を上回る災害をも視野に入れ、直下型地震への対策のみならず、海洋型地震による津波発生、長周期地震動による地盤の液状化、あるいはライフラインの切断による電源喪失など、一部はリスク調査等が実施されているが、これらの対策に取り組まれたい。</p>	<p>【技術部 浄水管理課】</p> <p>○ 平成23年度実施の電源リスク検討業務では、まず、4つの停電シナリオを設定し、停電時の水量影響をシミュレーションした。また、その水量影響を低減する対応方策について定量的に評価し、複数の電源対策案を示した。今後、企業団が備えるべき電源対策の規模（非常時に必要な送配水量）等について、構成4市との協議を踏まえ決定していきたい。</p> <p>平成24年度は津波リスク検討業務委託を実施することとしている。南海トラフ地震に起因する津波により大道取水口まで取水影響があるかどうかを検証し、水運用影響低減のための方策等の検討を行う。また、公表資料等を踏まえ施設への浸水対策も検討する。具体的には、施設の防護壁や取水口の洗掘対策、水管橋の流出対策及び流出時の運用等の検討を行う予定である。</p> <p>また、液状化対策は平成21年度から22年度の施設現況機能調査業務で検討済みであるが、今年度、工務課において東北地方太平洋沖地震の実測値等を用いて液状</p>

	化の再評価を実施することとしている。
<p><b>11. 工事の設計・施工監督</b></p> <p>○ 監督員が記録する工事日誌及び工事記録書の記載が不十分あるいは不適切であり、工事監督者及び工事施行課長の工事施行監督責任において、書類上、不適切な事務処理となっていた。工事の記録という実務面と規定面の双方において、十分、検討するとともに、適切な工事監督に努められたい。</p>	<p>【技術部 施設管理課】</p> <p>○ 工事記録書の記載内容については、記載すべき事項を整理のうえ、「工事記録書作成要領」を策定し、記載内容等の統一を行い、工事記録としての充実を図る。</p> <p>○ 規程については、工事日誌から工事記録書への移行という実務に則した形に改正を行う。</p>
<p><b>12. 検収及び検査実施</b></p> <p>○ 物品の検収については、物品検収規程に基づき、適正に行われていたが、検収日以前に業者が請求書を発行している事例があったため、厳正に対処されたい。</p>	<p>【総務部 財務課】</p> <p>○ 指摘のようなことがないように対処していく。</p>
<p><b>13. 業務改善提案制度</b></p> <p>○ 業務改善提案制度について、職員が改善を提案するという事は非常に大切であり、制度を十分活用して業務改善に努められたいが、同制度による施策の実施において、的確性を欠くような事例が見受けられたため、実務への導入に際しては、慎重に行われたい。</p>	<p>【総務部 経営企画課】</p> <p>○ 今後、業務改善提案の施策実施を指示する「検討指示書」において、「実務の的確性を欠くことの無いよう、関係規定との整合を図り慎重に実務への導入を検討すること。」と明記し改善を図る。</p>